

# 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

(平成26年4月1日以後居住用)

(平成  
令和 年分)

氏名

提出用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」を使用してください。

## 1 共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

## 2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	平成 令和 年 月 日
総床面積	②	m <sup>2</sup>
②のうち居住用部分の床面積	③	
床面積1m <sup>2</sup> 当たりの標準的な なかり増し費用の額	④	43,800 円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積(区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積)を書きます。

## 3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的ななかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居住用割合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認定住宅限度額	⑩	650万円・500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税額控除限度額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(以下「消費税額等」といいます。)のうちに、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等(以下「新消費税額等」といいます。)が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額(以下「旧消費税額等」といいます。)の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

## 4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配当控除	⑮	
投資税額等控除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒ - ㉑)	㉓	
※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。		

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の書き方（提出用）

## ○ 「3 税額控除限度額の計算等」欄

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税率（8%又は10%）による消費税額等と消費税率（5%）による消費税額等の合計額から成る場合には、次の算式により、消費税率（8%又は10%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額<sup>㉔</sup>と消費税率（5%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額<sup>㉕</sup>との合計額<sup>㉖</sup>を表面の⑩欄に転記してください。

### 1 消費税率が5%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{消費税額等(5\%)に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉔} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 500 万円}$$

### 2 消費税率が8%又は10%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{消費税額等(8\%又は10\%)に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉕} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

### 3 合計額の計算

$$\text{㉔} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} + \text{㉕} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} = \text{㉖} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

# 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

(平成26年4月1日以後居住用)

(平成  
令和 年分)

氏名

控  
用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」を使用してください。

## 1 共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

## 2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	平成 令和 年 月 日
総床面積	②	m <sup>2</sup>
②のうち居住用部分の床面積	③	
床面積1m <sup>2</sup> 当たりの標準的な なかり増し費用の額	④	43,800 円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積(区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積)を書きます。

## 3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的ななかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居住用割合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認定住宅限度額	⑩	650万円・500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税額控除限度額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(以下「消費税額等」といいます。)のうちに、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等(以下「新消費税額等」といいます。)が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額(以下「旧消費税額等」といいます。)の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

## 4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配当控除	⑮	
投資税額等控除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒ - ㉑)	㉓	
※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。		

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この用紙は  
控  
用  
です。  
申告には、必ず  
提出用  
を使  
って  
くだ  
さい。

# 「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の書き方（控用）

## ○ 「3 税額控除限度額の計算等」欄

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税率（8%又は10%）による消費税額等と消費税率（5%）による消費税額等の合計額から成る場合には、次の算式により、消費税率（8%又は10%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額<sup>㉔</sup>と消費税率（5%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額<sup>㉕</sup>との合計額<sup>㉖</sup>を表面の⑩欄に転記してください。

### 1 消費税率が5%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{消費税額等(5\%)に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉔} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 500 万円}$$

### 2 消費税率が8%又は10%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{消費税額等(8\%又は10\%)に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉕} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

### 3 合計額の計算

$$\text{㉔} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} + \text{㉕} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} = \text{㉖} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$